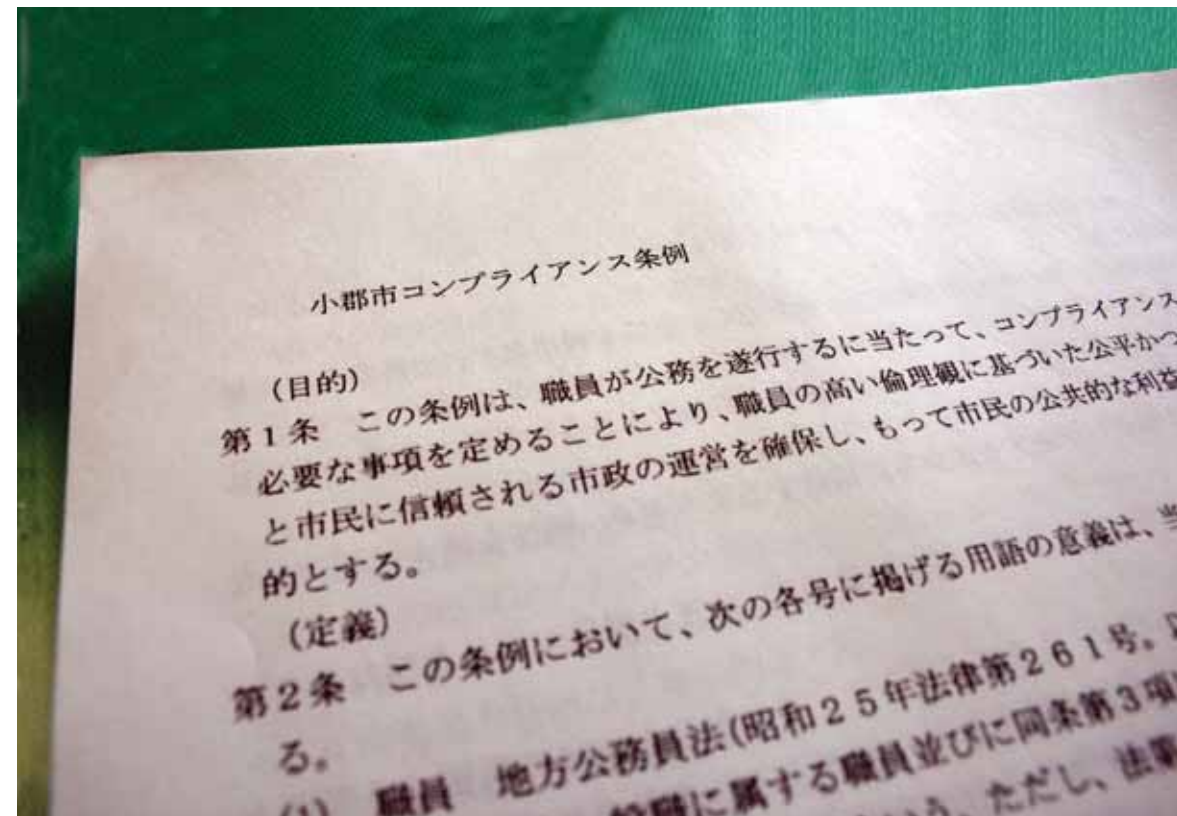




小郡市コンプライアンス条例が、平成22年7月1日から施行されました。

本条例は、大きく三つの柱で構成されており、その内容は、職員が公務を執行するに当たつての倫理原則、不当要求行為等への対応、公益通報制度について定めています。

(1) 職員の倫理原則

コンプライアンスに基づき、職員が公正な職務の遂行を確保し、市民の負託にこたえる市政運営を行つていくためには、そのための基準が必要となります。

本条例では、職員が適正に職務を遂行するためのよりどころとなる基本的な倫理基準を規定しました。

(2) 不当要求行為等への対応

職員は、日々の業務の中で多くの方と接しており、「要望、提言、提案、相談、意見、苦情等」さまざまな形で働きかけを受けています。

この中でも、本条例では、「暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要求する行為」等を

(3) 公益通報制度

市政運営の上で、法令違反や市民の生命・財産、生活環境に重大な損害を与えるような行為があつてはならないことは言うまでもありません。しかし、社会では官民を問わず、さまざまな事件が発生しています。

市政運営にかかる違法、不当な事実を最もよく知り得る立場にある職員が、万一、その事実を放置し、秘密にして覆い隠すようなことがあれば市政は不透明で非民主的なものとなり、結果として

(3) 公益通報（条例第2条第3項）

この条例において、公益通報とは、公共の利益を守るために、職員が知り得た市政運営に関する次に掲げる行為又は事実について通報することをいう。

- ① 法令等に違反する行為又は職員としての倫理に著しく反する行為
- ② 市民の生命、健康、財産若しくは生活環境を著しく害し、又はこれらに重大な影響を与える事実
- ③ その他前2号に該当するおそれのある行為又は事実



正当なものであれ不当なものであれ、全てを可視化できるように記録に残し、透明性を確保することを趣旨とするものです。

これらの行為に対しては、職員個人が背負い込むことなく、上司や庁内コンプライアンス会議でその対応を協議することとしています。また、必要に応じて、外部委員会による小郡市コンプライアンス委員会に報告し、市の措置について意見を聞くこととしています。

(2) 不当要求行為等（条例第2条第2項）
この条例において、不当要求行為等とは、次に掲げる行為をいう。

- ① 正当な理由なく、次に掲げることを要求する行為
- ア 特定のものに対して有利又は不利な取扱いをすること。
- イ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
- ウ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- エ その他法令等に違反すること又は職員としての倫理に反すること。
- ② 暴力又は乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱する手段により要求する行為
- ③ 正当な理由なく、職員に面会を強要する行為又は職員に身の安全の不安を抱かせる行為
- ④ 職員の公正な職務の遂行を妨げることが明白である働きかけ又は口利き
- ⑤ その他前各号に該当するおそれのある行為

「小郡市コンプライアンス条例」は、市の事務事業における不当な要求や暴力行為等に対して、公平かつ公正な職務の遂行を確保することにより、市民に信頼される市政運営の確保と、市民の公共的な利益を保護することを目的としたものであり、このような市の基本姿勢を市民の皆様にお示しするものです。

問い合わせ先 総務課総務係
72・2111 内線242

て市民の信頼を裏切ることになります。

公益通報制度とは、職員が知り得た市政運営に関する法令違反の事実や不当な行為について通報を行うことにより、市民の公共的な利益を守ることを目的としたものです。

本条例では、職員からの公益通報を受ける事象と自治体内での対応等について定めています。